

## 第2章

# 心かよう健やかなまち

## 第1節 地域福祉の推進

### 現況と課題

平成12年に社会福祉事業法が社会福祉法として改称・改正され、そのなかで地域福祉の推進が基本理念のひとつとして法的に位置付けられました。住み慣れた地域社会のなかで、市民一人ひとりが家族や近隣の人々等との社会関係を保ち、自らの能力を最大限に発揮し、誰もが自分らしく誇りを持って、地域社会の一員として生活を送ることができるような環境を整えていくことが求められています。

本市では、地域活動への参加意欲は徐々に高まっており、ボランティア活動等についても広がりを見せてきています。地域における福祉活動を更に推進するためにも、市民の地域活動への理解を促進し、誰もが参加できるボランティア等の主体的な地域福祉活動が定着するような環境を整備する必要があります。

このため、コミュニティ活動や生涯学習活動と連携し、福祉思想の普及・啓発に努め、地域の実情にあった福祉活動等を推進するとともに、社会福祉協議会や民生委員・児童委員活動の一層の充実を図ることが求められています。

また、地域の多様な福祉課題に対応するため、公的な福祉サービスと市民の主体的な地域福祉活動との連携を図り、福祉サービスを必要とするすべての人が地域社会の一員として生活できるよう、地域社会の形成とこれを支える体制づくりが求められています。

### 基本方針

広報活動やホームページ等を活用し、地域福祉に対する市民意識の啓発を図るとともに、福祉関係団体、NPO等の自主的な活動が一層活発化するよう、各種団体の育成・支援に努め、身近な地域におけるケアシステムの確立を目指します。

### 主要施策

#### 1 地域福祉計画の策定

地域社会における市民福祉の向上のため、市民や関係団体の参画を得て、必要とする施策や事業を総合的・計画的に進めるための指針となる地域福祉計画を策定します。

## 2 福祉意識の高揚

---

広報活動やホームページ等を活用し、地域福祉に対する市民意識の啓発を図ります。

## 3 福祉団体等の育成・強化

---

### (1) 社会福祉協議会の充実

社会福祉協議会の一層の充実に向けて、組織運営等の支援に努めます。

### (2) 民生委員・児童委員活動の支援

民生委員・児童委員が、地域の社会福祉の推進役として円滑に活動できるよう支援に努めます。また、民生委員・児童委員と行政との情報交換・連携に努めます。

### (3) ボランティア・NPO活動の支援

社会福祉協議会が中心となって行うボランティア活動を支援します。また、NPO活動についても、その支援と連携を図ります。

## 4 権利擁護体制の整備

---

### (1) 権利擁護制度の普及・啓発

認知症や障がい等により、判断力に問題を抱える人が安心して生活が送れるよう、権利擁護制度の普及・啓発を図ります。

### (2) 権利擁護支援体制の充実

成年後見制度<sup>\*1</sup>等を活用する際の相談・支援体制の充実に努めます。

### (3) 虐待防止等相談体制の充実

虐待の早期発見と防止を図るため、虐待等に関する相談体制の充実に努めます。

## 5 福祉サービスの提供体制の充実

---

電算システムを活用し、福祉サービスを統合して提供する体制の充実に努めます。

## 6 地域ケアシステム<sup>\*2</sup>の確立

---

住み慣れた地域での生活を支援するため、市民を中心に福祉専門スタッフ、関連機関等との連携を図りながら、地域ケアシステムの確立を図ります。

**\*1 成年後見制度**

精神上の障がい等により判断能力が不十分な人について、福祉サービスを含む契約の締結等を代行する代理人等を選任したり、本人が誤った判断によって契約を締結したりした場合に、それを取り消せるようにすること等により、これらの人を不利益から守る制度。代理人(後見人等)は、家庭裁判所が選任し、監督する。

**\*2 地域ケアシステム**

在宅で介護や生活支援を必要とする人一人ひとりに対して、最も適した保健・医療・福祉サービスを組み合わせ提供し、支えるしくみ。

## 第2節 保健・医療の充実

### 現況と課題

高脂血症、高血圧や糖尿病等をはじめとした生活習慣病は、今や健康長寿の最大の阻害要因となるだけでなく、医療費にも大きな影響を与えています。その原因となっているメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）は、日常生活の中で予防が可能なことから、過食、運動不足、喫煙等といった好ましくない生活習慣を断ち、バランスの取れた食生活、適度な運動、禁煙等を実践することが求められています。

また、認知症や寝たきり等の要介護者も増加することが予測されるため、誰もが自立した生活を送ることができる環境づくりが必要です。そのためには、生活習慣病を予防し、自立した生活を営むことができるよう、日ごろからの健康づくりを推進することが重要課題となります。

一方、出生率が低下するなか、子育てを取り巻く問題が多様化、深刻化しています。このような状況のなかで、健やかな子を産み育てるためには、様々な支援が必要です。

更に、市民が安心して適切な医療が受けられるようにするためには、病院と診療所の役割分担を行い、効率のよいシステム化を進める必要があります。救急医療については、第二次救急医療制度として病院群輪番制により運営しており、小児救急については小児二次救急医療体制の整備を図っています。

現代の社会環境の複雑多様化は、市民生活における精神的ストレスを増大させており、ライフステージに応じたこころの健康づくりとこころの健康問題への対応が必要です。

### 基本方針

乳幼児から高齢者まで、すべての市民が健康に過ごすことができるよう、保健・医療体制の充実を図るとともに、生活習慣病予防の観点から市民の健康づくりを支援します。

### 主要施策

#### 1 健康づくり対策の推進

##### (1) 健康づくり事業の充実

生涯にわたる健康づくりのために、健康日本21計画<sup>\*1</sup>を踏まえて、医療機関との連携を図り、市民の健康づくりを支援します。

## (2) 精神保健対策の推進

「こころの健康生活」を維持するために、精神保健事業の充実を図り、こころの健康について、市民意識の啓発に努め、相談体制の整備を図ります。

## 2 母子保健対策の推進

---

### (1) 妊産婦保健の充実

妊娠から出産に至るまで、安心して過ごし出産できるよう、妊産婦・母親への支援を含めた、健康診査、健康相談等を充実します。また、出産を扱う産科医療機関等の減少の問題については、県医療対策協議会の提言を踏まえ、県や近隣市町、医療機関等と連携し、対応を検討します。

### (2) 乳幼児保健の充実

すべての子どもが健やかに育つよう、乳幼児の健康診査、健康相談等を推進します。

### (3) 妊婦の健康診査や子ども医療費助成の要請

妊婦健康診査臨時特例交付金の継続や、子ども医療費助成の新設・拡充について国、県に要望します。

## 3 成人保健対策の推進

---

### (1) 生活習慣病対策の推進

生活習慣の改善指導等の実施により健康管理を充実させ、将来の生活習慣病の予防に努めます。また、幅広く市民を対象に、健康増進法に基づく各種がん検診や健康教室、健康相談等を実施し、生活習慣病予防に努めます。

### (2) 相談体制の充実

季節性インフルエンザや新型インフルエンザ等の感染症、熱中症等の疾病や健康問題について啓発を図るとともに、相談体制の充実を図ります。

## 4 地域医療体制の充実

---

市民が安心して適切な医療が受けられるように、関係機関と連携を図り、地域医療体制及び小児救急医療体制の充実を図ります。

#### \*1 健康日本 21 計画

すべての国民の健康を実現するため、新しい考え方による「21 世紀における国民健康づくり運動（健康日本 21）」として取り組まれており、平成 22 年度を目標に、健康寿命の延伸や生活の質の向上を図るため、各分野の数値目標が定められている。

## 第3節 子育て支援の充実

### 現況と課題

本市における子どもや子育て期の家庭を取り巻く環境は、出生率の低下や核家族化の進行、夫婦共働き家庭の増加等により、大きく変化してきています。とりわけ、1.20台で推移していた合計特殊出生率は、平成19年以降、1.10台で推移し、出生数も年々減少しています。少子化の急速な進行は、労働力人口の減少や経済成長への制約等、経済面に影響を与えるほか、子ども同士の交流の機会が減少することによる子ども自身の健全な成長への影響や地域社会の活力の低下等、今後の社会全体への様々な影響が懸念されています。

今後も少子化は進行すると推測され、その対策は広範に及ぶものと考えられます。そこで、北本市次世代育成支援行動計画の推進に努め、様々な子育て支援策や子育て環境整備を継続していくことが求められます。

### 基本方針

北本市次世代育成支援行動計画に基づき、誰もが安心して子どもを産み育てることができる子育て環境の整備・充実を図るとともに、次世代を担うすべての子どもたちが健やかに育つことができるような安心・安全の環境づくりに努めます。

### 主要施策

#### 1 子どもが元気で健やかに育つ支援の充実

##### (1) 子どもと母親の健康の確保を図る支援の充実

子どもの成長段階に応じた母子の健康管理への支援や食育について推進するとともに、思春期保健対策や小児医療体制の充実を図ります。

##### (2) 要支援児童と家庭への支援の充実

障がいがある子どもと家庭への支援を行うとともに、児童虐待を防止する体制づくりやいじめ等による不登校対策等を含め、子どもの権利を守るための取組みを推進します。

#### 2 子どもがたくましく心豊かに育つ支援の充実

##### (1) 生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

地域に開かれた特色ある学校づくりや心と命の大切さを学ぶための環境づくりを進めるとともに、就学前教育について一層の充実を図ります。

## (2) 子どもの人間性と社会性の向上を図る支援の充実

自然や文化等とふれ合い、様々な体験・交流をする機会を子どもたちに提供し、子どもの人間性と社会性の向上を図ります。

## (3) 各種施設の活用と整備

子どもの居場所づくりや体験・交流拠点として既存の公共施設を活用するとともに、児童館を整備します。

# 3 子どもと子育て家庭が安心して暮らせる支援の充実

---

## (1) 子育てを支援する生活環境の整備

子どもと安心して外出できる環境を整備する等、子育ての視点に立った生活環境の整備を図ります。

## (2) 子どもに安心・安全な生活環境の整備

交通安全対策や子どもを犯罪から守るための体制の整備等、子どもたちが安心・安全に過ごせる環境づくりを進めます。

## (3) 経済的支援の推進

子育て家庭への経済的支援制度の充実を図ります。

# 4 仕事と子育てを両立できる支援の充実

---

## (1) 保育サービスの充実

多様なニーズに対応した保育環境・サービスや放課後児童対策等の充実を図ります。

## (2) 働き方の見直しと男性の子育て参加の促進

男性の育児・家事への参加を促進するとともに、仕事と子育てが両立できるよう市民意識の啓発を図ります。

## (3) 仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランス<sup>\*1</sup>の啓発

仕事と生活の調和に積極的に取り組む社会全体の運動としての啓発活動を進めます。

# 5 子どもと子育て家庭をみんなで応援する支援の充実

---

## (1) 地域における子育て支援サービスの充実

子育てに関する情報提供や相談体制の充実に努めるとともに、身近な地域におけるサービス提供体制の確立を図ります。

## (2) 地域における子育て支援のネットワークづくりの推進

子育てに関する地域活動の育成・支援を進め、地域における子育て支援ネットワークの形成を図ります。

## (3) 要配慮家庭への支援の充実

ひとり親家庭等への支援を行うとともに、家庭内暴力や児童虐待等の問題を抱えた家庭を支援する体制の整備を図ります。

\*1 ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和を保つことで、人々がやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭、地域生活等において、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じた多様な生き方が選択・実現できること。

## 第4節 高齢者福祉の充実

### 現況と課題

本市の高齢者（65歳以上）人口は、平成23年4月1日現在、15,258人で総人口の21.8%を占め、平成20年と比較して、1,891人増加しています。

こうした状況を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で安心して健やかに暮らせるよう、保健・医療との連携、福祉・介護サービス等の充実を図るとともに身近な生活地域を単位（日常生活圏域）としたネットワークを構築し、生活を支援するシステムづくりが求められています。

また、高齢者が豊かな知識や経験を活かし、生きがいをもって活動できるように、ボランティアの育成、シルバー人材センター等の充実を図る必要があります。

高齢者が安心して生活を送ることができるよう、今後も介護予防と介護サービスを推進していく必要があります。

### 基本方針

高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心して健やかに暮らせるよう、高齢者の健康づくり、介護予防、生きがい対策の充実を図るとともに、保健、医療、福祉、介護サービスの連携と充実を推進します。

### 主要施策

#### 1 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の推進

高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、総合的・計画的な高齢者施策を推進します。

#### 2 健康づくり・介護予防と生きがい対策の充実

##### (1) 健康づくり・介護予防活動の推進

疾病予防、介護予防の視点から、関係機関等が連携し、事業を推進します。また、市民の健康づくりや介護予防活動の支援を行います。



## (2) 生きがい対策の充実

高齢者が生きがいをもって働けるよう、就業機会の拡大を図るとともに、シルバー人材センターの一層の充実に向けて、組織運営等の支援に努めます。また、高齢者の社会参加等を推進し、生きがいづくりを支援するとともに、退職後の高齢者が地域社会へ参加しやすい基盤づくりに努めます。

## (3) 地域活動の促進

高齢者に対する地域の活動等への参加を促進するため、老人クラブ活動を支援します。

# 3 保健・医療・福祉・介護サービスの連携と充実

---

## (1) 総合的サービス体制の確立

電算システムを活用し、福祉サービスを統合して提供する体制の充実を図ります。

## (2) 保健・医療サービスの充実

生活習慣病予防等の観点から高齢者の健康づくりを支援します。

## (3) 地域包括支援センター<sup>\*1</sup>事業の推進・支援

地域包括支援センターの介護予防事業や相談事業を推進し、充実を図ります。

## (4) 介護予防・生活支援の推進

高齢者の安心で健やかな生活の確保や、介護予防・生活支援のため、地域におけるサロン活動や人的支援を推進します。

## (5) 介護サービスの充実

地域密着型の小規模多機能施設整備等を支援し、介護予防、介護サービスの供給量を確保するとともに、効果的で、質の高いサービスの供給を推進します。

## (6) 地域包括ケアシステムの体制づくり

介護や医療のみならず、保険外サービスの確保も含めた生活支援が包括的・継続的に提供できるよう、地域のニーズの把握に努めながら関係機関が連携した地域づくりの推進を図ります。

## (7) 居住空間の整備

高齢者が暮らしやすいまちづくりや住宅の整備を進めます。

\*1 地域包括支援センター

地域の住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に設置される拠点施設で、主に介護予防事業のマネジメントや総合的相談、支援、権利擁護等を行う。

## 第5節 障がい者（児）福祉の充実

### 現況と課題

本市の障がい者（児）数（平成23年3月末現在）は、2,478人で、平成20年の2,257人と比較すると221人増加しています。

加齢に伴う身体障がいの発生や重複化、更には障がい者の高齢化、介護者の高齢化等、障がい者を取り巻く状況は変化してきています。平成18年に障害者自立支援法が施行され、障がい者施策のあり方も障がい者の地域生活と就労を進め、自立の支援を基本とした考え方に、大きく転換してきています。

障害者自立支援法は、これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等を、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みとし、自立支援給付の対象者、内容、手続等、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の作成、費用の負担を定めています。

このような状況を踏まえ、ケアマネジメントにより、障がい者のニーズに応じて社会資源を組み合わせ、サービスを提供できる体制づくりが必要です。

また、精神障がいについては、障害者自立支援法により身体障がい、知的障がいと同一に施策が行われることになり、施策面ではこれまでに比べ充実していくことが期待できます。しかし、精神障がいのある人は毎年増えてきているため、相談事業の推進、社会復帰を支援するための通所作業所を充実する必要があります。

### 基本方針

障がい者のニーズに対応した社会資源の活用等により、障がい者の自立支援を目的とした在宅・施設福祉サービスの充実に努めます。また、働く意欲や能力のある障がい者の雇用の促進等、障がい者の就労を支援します。

### 主要施策

#### 1 障害者福祉計画及び障害福祉計画の推進

障害者基本法に基づき策定する障害者福祉計画に基づき、障がい者施策を総合的に実施するとともに、障害者自立支援法に基づく障害福祉計画を策定し、国の基本方針に即した障害福祉サービスや地域生活支援事業等を提供できる体制を整備します。

## 2 福祉サービスの充実

---

### (1) 福祉サービスの一元化

障がいの種類（身体障がい、知的障がい、精神障がい）に関わらず、障がい者の自立支援を目的とした在宅福祉・施設福祉サービスの充実を図ります。

### (2) 地域の社会資源の活用

障がい者の身近な地域で、福祉的なサービスを利用できるよう、地域の実情に応じて社会資源を活用し、サービス拠点の充実に努めます。

### (3) 居住空間の整備

障がい者が、地域で自立して生活するために、暮らしやすい住宅環境の整備と居住空間の確保を図ります。

## 3 社会参加の促進

---

### (1) 雇用の拡大と就労の促進

働く意欲や能力のある障がい者の自立と社会参加を促進するため、雇用拡大に努めるとともに、地域活動支援センター、就労移行事業等を支援し、障がい者の就労を促進します。

### (2) 地域生活の場の確保

保護者の高齢化も進んでいるなかで、障がい者が地域社会のなかで自立した生活を送れるよう、グループホーム・ケアホーム事業を支援します。

### (3) スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進

障がい者が障がいのない人と同様にスポーツ、レクリエーション、文化活動等を楽しめるよう、活動の場の確保等を支援します。

### (4) コミュニケーション環境の整備

障がい者と障がいのない人とのコミュニケーション環境の整備を推進します。

### (5) 意識の啓発

障がい者問題や地域での生活に対する理解を深めるため、市民意識の啓発を図ります。

## 第6節 社会保障制度の充実

### 現況と課題

国民健康保険の被保険者数（平成23年3月末現在）は、20,571人となっており、団塊の世代の大量退職等による他、保険脱退等により年々増加しています。また、医療技術・医療機器の高度化や疾病構造の変化等に伴う医療費の増加や低所得者層の加入割合の増加等により、国民健康保険の財政は大変厳しい状況となっています。国民健康保険財政の健全化を図るため、医療給付の適正化対策と国民健康保険税の適正な賦課及び徴収率の向上を図り、保険給付と負担のバランスを確保し、安定的な事業運営を行う必要があります。

後期高齢者医療制度の被保険者数（平成23年3月末現在）は、5,744人となっています。埼玉県後期高齢者医療広域連合が運営していますが、高齢化の進展により被保険者は年々増加しています。この制度は、政府方針により廃止が決定していますが、新たな高齢者医療制度の創設時期が未定であるため、引き続き後期高齢者医療制度に対する理解を得るため普及・啓発に努めていく必要があります。

国民年金の被保険者数（平成23年3月末現在）は、16,722人で、このうち、第1号被保険者は10,028人、任意加入被保険者は180人、また、第3号被保険者は6,514人となっています。今後も高齢者の老後生活を支える国民年金制度について、パンフレットの配布等により、その理解を深めていく必要があります。

介護保険の第1号被保険者数（平成23年3月末現在）は、15,261人で、要介護（支援）認定者数は1,887人（第2号被保険者82人を含む）、この認定者中、介護（支援）サービス受給者数は1,491人（第2号被保険者56人を含む。）となっています。高齢化が全国的に進むなかで、本市においても平成27年には4人に1人が高齢者という超高齢化社会を迎え、介護保険の認定者数及び受給者数も、増えることが予測されます。このような状況のなか、予防を含めた介護保険制度の充実を図ることが重要です。

生活保護世帯数（平成23年3月末現在）は、469世帯、698人で、最近の傾向として高齢化の進展や平成20年末のリーマンショック以降の雇用環境の変化等により、世帯数、保護世帯人員とも増加傾向にあることから、引き続き、生活保護制度の円滑な実施と自立を支援することが必要です。

医療費の公費負担制度を継続するとともに、所得等の状況に応じた適正な負担を求める方法で運営していく必要があります。

# 基本方針

国民健康保険制度をはじめとする社会保障制度の円滑で適切な運営により、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に努めるとともに、社会保障制度に対する市民意識の啓発に努めます。

# 主要施策

## 1 国民健康保険制度の充実

---

### (1) 国民健康保険制度の普及・啓発

国民健康保険制度に対する理解を得るための普及・啓発活動を充実します。

### (2) 国民健康保険財政の安定・健全化

国民健康保険制度の維持のためには、制度に基づいた負担を被保険者に求めていくことが必要であることから、医療費に見合った賦課や徴収率の向上に努めます。

### (3) 保健事業の充実

関係機関等と連携して、被保険者を対象とした特定健康診査・特定保健指導を推進します。

### (4) 国、県への要請

国民健康保険財政基盤の強化及び国民健康保険制度の広域化推進について、国、県に要望します。

## 2 後期高齢者医療制度の普及・啓発

---

### (1) 後期高齢者医療制度の普及・啓発

後期高齢者医療制度に対する理解を得るための普及・啓発活動を充実します。

### (2) 保険料の徴収率の向上

後期高齢者医療制度の維持のため保険料の徴収率の向上に努めます。

## 3 国民年金制度の普及・啓発

---

### (1) 国民年金制度の普及・啓発

国民年金制度の普及・啓発活動を充実します。

### (2) 国への要請

事務処理に要する費用の超過負担の解消や、制度の改善・充実に要請します。

## 4 介護保険制度の充実

---

### (1) 介護保険制度の普及・啓発

介護保険制度の普及・啓発活動を充実します。

### (2) 介護保険財政の安定・健全化

安心な介護は、健全な保険財政により保証されるという観点から、財政の安定・健全化を推進するとともに、サービスの適正化に努めます。

### (3) 介護保険サービス基盤の充実

介護保険サービスの量的確保と質的向上に努めます。また、地域密着型サービスは介護保険事業計画に基づき、適切な配置・誘致及び指定を図ります。

## 5 生活支援制度の充実

---

### (1) 低所得者の生活支援

低所得者に対する生活相談の充実とともに、自立を促すための支援を行います。また、生活保護制度の適正な運用を図ります。

### (2) 難病患者等の支援

難病患者に対して、手術をした際の助成制度を継続します。

## 6 医療費の公費負担制度の適正運営

---

食費等の実費負担や利用したサービス量、所得等に応じた利用者負担により、制度の適正な運営に努めます。

## 第2章の目標指標

指 標	現 状	平成27年度目標	節
地域福祉計画の策定	未策定	策定	1
赤ちゃん訪問等実施数	75%	100%	2
小児救急医療体制の充実	初期救急体制週6日、 二次救急体制週5日	初期・二次救急体制 週6日	2
保育所待機児童数	4人	0人	3
小規模多機能施設数 <sup>*1</sup>	1カ所	4カ所	4
老人クラブ会員数	2,272人	2,500人	4
グループホーム・ケアホーム利用者数	17人	26人	5
障がい者就労支援センターの設置	—	1カ所	5
特定健康診査の受診率	36.7%	65.0%	6

\*1 小規模多機能施設

介護保険制度における地域密着型サービスのひとつとして、日帰り介護を中心としながら、訪問介護や短期宿泊等、様々なサービスを組み合わせて提供する施設。

